

2020年度

事業計画

社会福祉法人 悠仁福社会

2020年度 社会福祉法人悠仁福社会 事業計画

基本方針

【事業方針】

社会福祉法人の果たすべき役割を十分に認識し、武田病院グループの経営理念「思いやりの心」を持ち、利用者、家族、地域社会との間に信義と信頼のかけ橋を架け、利用者の自立及び利用者本位の介護を施設運営の基本とし、より質の高いサービスを提供する施設として、地域に開かれ、安定した施設運営を目指す。

また、京都認知症総合センターとして、認知症初期から看取りまでの一貫したサービスを提供し、認知症になっても住み慣れた地域で生活が継続できるよう、認知症の人やその家族に対し、状況に応じた適切な事業を提供し、支援できることを目指す。

【運営方針】

- (1) 尊敬と思いやりの心をもってサービスを提供し、利用者が安心して心豊かに生活できる環境をつくり、利用者及び家族から信頼される施設運営を行う。
- (2) 3年目を迎える京都認知症総合センターとして、更に、「医療支援」「初期支援」「在宅支援」「施設・居宅系サービス」の4機能の充実を図るとともに、これらを有機的に連携させ、認知症の初期から看取り期までの支援が切れ目なく受けられる施設として、その充実を図る。
- (3) 地域密着型サービスにおいて、慣れ親しんだ地域で継続した生活ができるようサポートする。
- (4) 各支援団体や民生委員、地域の方々との交流を促進し、地域と連携した取組を目指す。
- (5) 利用者等には、親切・丁寧をモットーに、介護保険法その他の規程に則して、安心・安全かつ適切な業務運営に努める。
- (6) 地域や職域で認知症への理解を深めるための普及、啓発を促進するとともに、認知症の人にやさしい地域づくりを積極的に展開する。

【長期計画】（2019年度～2024年度）

- ・きょうと福祉人材育成認証制度上位認証の取得
- ・各地域の地域ニーズに応じた新規事業の展開

【中期計画】（2019年度より2021年度）

- ・新卒学生の積極的な採用
- ・離職率8%未満、有給休暇取得率60%以上の働きやすい職場作り
- ・ベトナム人をはじめとする外国人介護士の育成と定着

□ 健全（法令遵守）で安定した事業活動の展開

グループとしてのスケールメリットを活かし、事業運営の適正化を図るため、法令遵守規程に基づき、基準等の不適合事項、介護報酬請求の誤り、その他法令違反等、各事業所における法令等の遵守状況について定期的な確認を実施し、職員一人ひとりが法人や各事業所の運営方針を深く理解し、行動する。

訪問介護ステーションにおいては、人員体制の観点から介護予防・日常生活総合支援事業の指定を廃止し訪問介護事業に特化、デイサービスセンターにおいては、大規模事業所ⅡからⅠへの変更、ショートステイ及びオレンジデイサービスセンターにおいては、個別機能訓練加算の算定、クリニックにおいては、1年度フォロー受診への確実な促し等、事業運営の安定化に向けて取り組む。

□ 人財の確保・育成及び定着（働きがいのある職場作り）

- (1) 人財確保に向けて、計画的に施設見学会やインターンシップの受け入れを行うとともに、当法人だけに留まることなく武田病院グループ全体の課題として受け止め、『ブリッジおもいやりの会』（介護の魅力を発信するチーム）に引き続き職員を派遣し、グループ各法人との連携を強化する。
また、京都認知症総合センターと鳳凰槇島が共同で施設見学会を計画的に開催し、人材確保に努める。
- (2) 教育・研修委員会が中心となって職員の教育に取り組み、現任教育の体系化をとっていくプリセプターシップシステムや階層別の教育計画を系統的に取り組みとともに、個人別研修ファイルの利用、一般職用・役職用キャリアパスの活用を継続することにより、今後の目指すべき方向性を自覚できる組織人、職業人を育てる。
- (3) 随時、介護職の喀痰吸引等育成研修を受講していくことで、24時間安心してご利用者が生活できる環境を作る。
- (4) パーソンセンタードケアの考えに基づき、認知症になっても「その人らしい生活」を支えられる知識と対応能力のある職員を育てる。
- (5) 認知症キャラバンメイトや園芸療法、料理療法等の認知症に関わる研修を受け、事業所内や地域に向けて発信できる職員を育成する。
- (6) 多職種協働、部署間において協力し、『楽しみを仕事に』をコンセプトに魅力ある施設づくりを目指し、職員の定着を図る。また、法人全体で人事交流や職員交流会など実施し、離職防止に取り組む。
- (7) 働き方改革への取組として、各事業所において、年間60%以上の有給休暇取得率を目標とした1人当たりの有給取得目標日数を掲げ、その実現に取り組む。
- (8) 実習生等の受け入れ

看護学科・介護科等実習生の受入れ	随時
福祉職場体験学習の受入れ	随時
インターンシップの受入れ	随時

□ 地域・医療・職員間の連携重視

- (1) 宇治市福祉サービス公社・宇治市社会福祉協議会との連携を図り、市民向けの認知症についての研修等・予防教室を開催する。
- (2) 認知症の人と家族の会や町内会・自治会、子供会など地域の幅広い年齢層の方たちが集えるような交流機会を作り、関係性の構築に努める。
- (3) 「認知症の人にやさしいまち・うじ」の宣言を受けて、その実現に向けて取り組まれている宇治市認知症アクションアライアンス「れもねいど (Lemon-Aid)」の活動に対して、引き続き、当法人として参画し、宇治市、京都府と連携を図る。
- (4) 地域包括支援センターや宇治久世医師会、認知症疾患医療センター等、関係機関との情報交換の機会を確保し、相互の連携を図る。
- (5) 近隣の高等学校、中学校、小学校との交流を通じ、認知症への理解を深め、認知症の疾病観を変えるための取組を進める。

□ ケアの質と利用者満足度の向上

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業について、通所サービスの充実に努める。
- (2) 認知症に関する研修や取組等を通じて、認知症ケアに係る知識を深め、対応力の向上を図るとともに、利用者満足度調査の結果をサービスに反映するなど、利用者、家族との信頼関係を深め、認知症ケアの質的向上に取り組む。

- (3) 地域住民や関係機関等と連携して、認知症の人が地域で安心して過ごせるよう「高齢者の見守り・SOS ネットワーク」の構築に努めるとともに、回想法やタクティールなどの認知症ケアに関する取組を外部の事業所等に発信するなど、地域における認知症ケアの向上を図る。

□ 危機管理の徹底

(1) 事故防止・危機管理への対応

- ① 利用者の立場、利益を守る観点から介護のより一層高い安全と質を保障するものとなるよう、事故防止に向けて更なる改善を行う。
- ② 食中毒や感染症並びに自然災害等の発生に対しては、関係機関とも連携の上、それぞれのマニュアルに沿って、迅速・適切に初動対応等を行うとともに、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても事業を継続させる、万一業務の縮小を余儀なくされる場合でも優先業務は継続させるための方針・体制・手順などを盛り込んだ事業継続計画を作成し、危機管理の強化を図る。
感染対策については、感染症に対する抵抗力が弱い高齢者が集団で生活する場という施設の特性を踏まえ、高齢者が罹患しやすい感染症に関する正しい理解や予防、発生時における適切な対策に関する知識の習得等に取り組むとともに、職員自身の健康管理に努めるなど、日常業務における感染対策の実践に取り組む。
- ③ 利用者の離棟を未然に防ぐため、法人全体で情報共有を行う。また、離棟を想定したマニュアルを作成し、迅速かつ安全に保護できるようにする。
- ④ 発生頻度が高いとされている事故等（転倒・転落、利用者同士のトラブル、誤飲、誤嚥、無断離所）について、個別のマニュアルに沿った運用を行う。

(2) 虐待防止について

高齢者に対する虐待は、家庭や施設等で身近な問題として存在している。このため、誰もが直面し得る人権問題として捉えるとともに、特に介護・看護に携わる専門職は、高齢者の尊厳を支える利用者本位のより良いケアの実現を目指すことが求められることから、高齢者虐待の防止に向け、会議の開催や研修への積極的な参加など、具体的な取り組みを徹底する。

(3) 情報管理について

ID・パスワードの厳格管理を実施するとともに、Windows 7のサポートが終了したことに伴い、リスクを回避しセキュリティの強化の為、移行が完了していないパソコンについてWindows 10へ移行する。

2020年度
事業計画

社会福祉法人 悠仁福祉会
京都認知症総合センター

2020年度 京都認知症総合センター事業計画

1. 基本理念

「私たちは、利用者様が悠々と心穏やかに、ゆったりと過ごしていただけるように、尊敬と思いやりの心をもって支援します。」

【長期計画】2016年度～2024年度

- (1) 中宇治地域の拠点として、地域に密着した福祉の総合支援ができる施設となる。
- (2) 認知症の人の視点に立ったサポート体制の構築を地域と共に実現する施設となる。
- (3) 利用者、家族、職員に選ばれる施設となる。
- (4) 新規学卒者から選ばれる施設となる。

【中期計画】2019年度～2021年度

- (1) 居宅介護支援事業所の人員体制の強化を行い、更に地域との連携を意識し、地域に密着したサービスの展開を図る。
- (2) 市民、企業に対して、認知症安心サポーター養成講座等を計画的に実施し、認知症の正しい理解の普及啓発を推進する。
- (3) カフェほうおうでの初期支援プログラムの構築、当事者ミーティングや手作り市等の計画的な実施などについて、中間管理者がリーダーシップを発揮し継続性のあるものにする。
- (4) 地域の高校、専門学校、大学等と連携を図り、福祉の魅力を伝える出前講座やインターンシップ等の活用及びホームページでの情報発信を強化し、人材の確保を図る。
- (5) メンタル面でのサポート体制強化を行い、職員の定着を図る。
- (6) 認知症高齢者のための環境指針やタクティール、料理療法（クリニック版）等を計画的に取組み、その取組を外部の事業所等へ発信することにより、地域とともに認知症ケアの向上を図る。

2. スローガン

『 心から 自然な笑顔 咲かせよう 』

3. 京都認知症総合センター年間行事計画

月	行 事	月	行 事
4月		10月	手作り市 RUN伴
5月	茶摘み 安全運転講習	11月	安全運転講習 SOS 声かけ訓練 多職種連携交流会
6月	水害訓練 手作り市 多職種連携交流会	12月	餅つき 回想法
7月	回想法	1月	
8月	夏祭り	2月	消防訓練
9月	消防訓練 敬老祝賀式 スカイフェスティバル	3月	

月間行事 第3土曜日 こども食堂
奇数月 クリーン活動

【事業所別利用者数値目標】

	特養	短期	通所介護 (一般)	居宅介護支援 事業所	ケアハウス	通所介護 (認知)	認知症対応型共 同生活介護
年間平均稼働率	98.5%		91%	35件/人	98.5%	91%	98.5%
1日平均入所 (利用)者数	98.5人	36.4人			29.6人	10.9人	17.7人
	クリニック				訪問看護	訪問介護	
	初診	再診	計	1日平均 利用者数	19.3人	11.3人	
年間総数	735人	5,145人	5,880人				
1日平均	2.5人	17.5人	20.0人				

【月間行事計画】 4月・10月は全事業所合同で京都認知症総合センター通信発行とする。

- 機関紙「ほうおうだより」発行（毎月10日前後）
- 機関紙「ショートだより」発行（毎月15日前後）
- 機関紙「デイだより」発行（毎月15日前後）
- 機関紙「ケアハウスだより」発送（毎月10日前後）
- 機関紙「訪問介護だより」発行（毎月15日前後）
- 機関紙「訪問看護だより」発行（毎月15日前後）
- 機関紙「グループホームだより」発行（毎月10日前後）
- 機関紙「認知症デイだより」発行（毎月15日前後）
- 機関紙「カフェほうおうだより」発行（4月・7月・10月・1月）
- 機関紙「クリニックだより」発行（4月・7月・10月・1月）

【年間行事計画】

- 機関紙「京都認知症総合センター通信」発行（4月・10月）

【特別養護老人ホーム】

実施方針

ホスピタリティー（※）精神に基づき、入所者にとって居心地の良い居場所作りを目指す。

重点項目

- (1) 個々の援助一つひとつの質を上げるために、各自が援助の目的（根拠）や専門性を意識し、良い技術を共有する。また、個々の力量だけでなく、チームとしての専門性を高めることを目指し、それぞれの専門的見地から入所者、入所者家族に対してのアプローチを行い、他職種協働でその人らしく安心した生活が送れるように支援する。
- (2) 利用者一人ひとりのニーズと意思を尊重し、日々の気付きを職員間で共有し、可能性の実現と生活の質の向上に努める。その中で行事の在り方を今一度考え、利用者の楽しみや生活の意欲向上に繋がるような企画や実施を目指す。

- (3) 専門的な認知症ケアの知識、手法を深めるためのスタッフの研修の機会を確保するとともに、自己研鑽できる環境を作る。
- (4) 社会参加の機会を設け、継続した活動をすることで個々の心身機能を維持出来るように支援する。
- (5) ベトナム人留学生・介護技能実習生を雇用し仲間に迎えることで、介護職員の意識向上と教えることによる技能向上、適切な日本語の会話能力、チームワークを構築し、利用者様本位の支援が行えるよう取り組んでいく。

【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護】

□ 実施方針

おもてなしの精神を大事にして、ご利用者一人ひとりが満足していただけるショートステイを目指す。

□ 重点項目

- (1) 個々の援助一つひとつの質を上げるために、各自が援助の目的（根拠）や専門性を意識し、良い技術を共有する。また、個々の力量だけでなく、チームとしての専門性を高めることを目指し、それぞれの専門的見地から利用者、家族に対してのアプローチを行い、他職種協働で在宅生活が継続できるように取り組み、安心できる生活の場を提供する。
- (2) 「認知症高齢者への環境支援指針」（PEAP）を活用することで、各職員が環境への気付きを高め、これをユニット内で共有し、環境改善を通じて利用者個々の生活の質の向上に繋げる。また、パーソン・センタード・ケアの概念に基づいた認知症ケアを実践し、より根拠に基づいた質の高いサービスを提供する。
- (3) 専門的な認知症ケアの知識、手法を深めるためのスタッフの研修の機会を確保するとともに、自己研鑽ができる環境を作る。
- (4) 個別リハビリを希望される利用者に対して、機能訓練指導員と共に個別の機能訓練を実施できるように取り組んでいく。

□ 全体の年間行事計画

月	行 事	月	行 事
4月	花見	10月	遠足
5月	茶摘み（新茶会）	11月	
6月	あじさい見学	12月	クリスマス会
7月	七夕 家族交流会	1月	初詣 新年会
8月		2月	節分
9月		3月	ひな祭り

※ホスピタリティーとは、『心からのおもてなし』『おもいやり』の意味

【通所介護・通所介護相当介護サービス】

□ 実施方針

利用者個人の心身状況や取り巻く環境の把握を深め、関係機関との顔の見える関係作りや情報共有を図り、利用者が集団の中で社会性を維持しながら自分らしく在宅生活が継続できるよう支援する。

□ 重点項目

- (1) 各専門職の知識の向上を図り、適切なケアの提供に努める。
- (2) その人らしく暮らし続けられるための心身の維持・向上を図れる通所介護計画書、機能訓練計画書の策定を行う。
- (3) 在宅生活が継続できるように機能訓練の充実を図り、心身機能の維持・向上に努め、自立支援や自己決定を支援する。
- (4) 関係機関やご家族との綿密な情報共有により、心身の状況に応じた切れ目の無いケアの提供に繋げる。
- (5) クラブ活動（音楽、制作、アクティブ、園芸、料理）を充実させ、余暇活動を通じて社会参加や機能訓練の機会を提供し、心身の活性化を図り、認知症予防に努める。

□ 年間行事計画

月	行 事	月	行 事
4月	花見外出 季節のおやつ作り	10月	運動会
5月	端午の節句レクリエーション	11月	紅葉ドライブ 季節のおやつ作り
6月	創立記念行事	12月	クリスマス会 餅つき
7月	七夕祭り 季節のおやつ作り	1月	お正月レクリエーション
8月	夏祭り	2月	節分レクリエーション 季節のおやつ作り
9月	敬老会	3月	ひな祭り

【ケアハウスやまぶき・特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護】

□ 実施方針

入居者一人一人が今まで大切にし、過ごしてこられた習慣や人との関係性を重視し、その人に合った生活スタイルが実現できるようサービスの提供を行う。

□ 重点項目

- (1) 入居者同士の交流を図ると共に、多職種協働でその人に合った生活環境の提供に努める。
- (2) 入居者個々のニーズに合った教室や行事に参加していただき、日常生活の質の向上を図る。
- (3) 認知症を病型別に理解し、初期段階からの働きかけや個々に応じたサービスの提供を行う。
- (4) 介護度に応じた適正なサービスの提供を行うため、家族面談を実施し、入居者の心身の状況を共有する。
- (5) 庭園を活用した入居者間の交流の場を設けるとともに、施設全体の利用者が活用できるようにする。

□ 年間行事計画

月	行 事	月	行 事
4月	お花見	10月	外出レクリエーション

5月	外出レクリエーション	11月	紅葉
6月	家族交流会	12月	クリスマス忘年会
7月	七夕	1月	新年会
8月		2月	節分
9月	ケアハウス茶話会	3月	ひな祭り

【京都認知症総合センタークリニック】

□ 実施方針

認知症鑑別診断の実施。

認知症であっても、その人らしく豊かに生活することができるよう、患者の気持ちを汲み取れる細やかなケア及び患者が人としての尊厳が守られていると実感できる援助を提供する。

□ 重点項目

(1) 安心・安全な医療の提供

認知症の人と家族・介護者と情報を共有し、同じ目標をもって患者に的確に医療・ケアが行えるよう努める。

(2) 鑑別診断後のケアの提供

診断後、認知症に関する良質な情報を提供するとともに、本人への心理的ケア・家族に対する精神的支援を行う。

認知症の人のできる能力を引き出せるよう生活環境を改善する。また、京都認知症総合センター内の他事業所や地域等と連携を図りながら、その人に合った暮らしがみつけられるよう支援する。

(3) 職員個々の専門性を生かした能力の発揮

職員個々の知識向上・技能向上を図るため、積極的に研修会や事例検討会等に参加する。

(4) 認知症に関する研究に取り組み、外部への情報発信

認知症ケア・看護を普及するため、認知症の早期診断・早期治療と予防の重要性に対する啓発活動を行う。

(5) 定期的フォローの実施

診断後、紹介元診療所等で療養継続の患者に対し、紹介元診療所等との連携のもと、1年後のフォロー受診の促しを確実にを行う。

【認知症カフェ】

□ 実施方針

認知症の人や家族等からの相談や安心できる居場所となり、また本人の生きがいや社会参加の場として、認知症の人、家族、地域住民等、誰もが気軽に集える場となるよう取組を行う。

□ 重点項目

(1) 認知症初期支援の拠点となるよう若年性の認知症の人、認知症初期の人及びその支援者にカフェに足を運んでもらえるような取組・広報を行う。

(2) 各種関係団体やボランティア等と連携し、認知症初期支援プログラムの活動の継続及び認知症の人のやりたいことの発掘を行い新たなプログラムの構築を行う。

- (3) 当事者自身によるピアサポートを継続し、当事者同士の出会いの場、相談窓口としての体制を強化する。
- (4) カフェでの活動を理解し、サポート役になれる人材の確保・育成を行う。

【認知症対応型共同生活介護】

実施方針

利用者の自立性を尊重し、住み慣れた町でその人らしく生活できるよう支援する。また、利用者の人権を尊重し、生活の安全を実現するための工夫と実践に努める。

重点項目

- (1) 家族や関係者との信頼関係を構築し、開かれた事業所づくりに努める。
- (2) 事業所の生活がより豊かなものとなるよう、楽しみの充実を図る。
- (3) 質の高いサービス提供に向けた介護技術や知識の向上に取り組む。

年間行事計画

月	行 事	月	行 事
4月	家族交流会、外食行事	10月	外出行事（平等院）
5月	外出行事（工場見学）	11月	紅葉狩り、秋祭り
6月	外出行事（縣祭り）	12月	クリスマス会、餅つき
7月	七夕	1月	新年会、初詣
8月	外出行事 （イオンモール）	2月	節分
9月	敬老会	3月	ひな祭り、お花見

【認知症対応型通所介護】

実施方針

認知症の病型を正しく理解し、クリニック・他事業所との連携により、利用者の病状進行予防を行い、非薬物療法での認知症ケアを行う。本人や家族の思いを尊重し、自宅で望む暮らしが継続できるように支援する。

重点項目

- (1) 認知症を病型別に理解し、施設内では「認知症高齢者への環境支援指針」(PEAP)等の手法を用いて安心・安全なサービスを提供し、利用者・家族の自宅で望む暮らしができるように支援する。
- (2) 利用者・家族と関わりのあるインフォーマルサービス・フォーマルサービスと連携を行い、利用者に合った個別ケアを実施し、毎日が気持ちよく過ごせるように支援する。
- (3) 職員は、日々認知症病型別の理解及び情報収集を行い、伝達等を通じて職員全員が統一したケアができ、スキルアップが図れるように努める。

年間行事計画

月	行 事	月	行 事
4月	お花見・家族交流会	10月	遠足

5月	茶摘み	11月	文化祭
6月	外食レクリエーション	12月	クリスマス会 餅つき
7月	七夕	1月	初詣
8月	夏祭り (オレンジデイ独自)	2月	節分
9月	外食レクリエーション スカイフェスティバル	3月	ひな祭り お花見

【居宅介護支援事業】

□ 実施方針

本人や家族が望む暮らしを実現できるように支援を進めていく。

具体的には、地域資源や多様なサービスを利用しながら、その人の能力や意欲を引き出し、住み慣れた地域での生活が継続できるよう支援を行っていく。

□ 重点項目

- (1) 他の専門職等の人材、事業所や医療機関との情報共有を適宜図りながら、適切なタイミングで連携を図り、生活意欲の高まるケアプラン作成や支援を心掛ける。
- (2) 地域住民との協働により、社会資源の発掘及び活用にも尽力していく。
- (3) 認知症や看取りに対する知識を深めるため、積極的に組織内外の研修会等へ参加し、対応力・連携する力を向上させる。

【訪問看護ステーション】

□ 実施方針

地域の保健・医療・福祉に根ざしたサービスを提供し、利用者が可能な限り在宅生活が継続できるように支援する。

□ 重点項目

- (1) 危機管理の徹底
- (2) 安心で安全な質の高いサービスの提供
- (3) スキルアップの為の効果的な職員教育の充実
- (4) 関係機関との連携強化

【訪問介護ステーション】

□ 実施方針

利用者と家族の意思を尊重し、住み慣れた自宅で安心して生活できるよう、思いやりの心をもって支援する。

□ 重点項目

- (1) 利用者が在宅生活が継続できるよう、できる能力を生かした自立支援を行う。
- (2) 関係機関との連携を図り、信頼関係構築に努める。
- (3) 認知症ケアなど多種多様な利用者のニーズに対応できるよう研修の機会の確保と自己研鑽できる環境の整備を行う。
- (4) 危機管理の徹底

4. 職員関連事業

□ 諸会議

会議名称	頻度	内容
認知症地域連携協議会	1回/3ヶ月	認知症の人が自分らしく安心して暮らせるまちをつくるため、各種関係団体・行政等とその課題等を検討
医療介護連携会議	1回/3ヶ月	病状の進行に応じた適切な医療・介護・福祉サービスを受けることができるよう、事例を用いて検討
拡大カンファレンス	1回/3ヶ月	認知症の診断を受けた人がその方の望む活動ができるような支援方法やカフェの運用方法等を検討
本部管理者会議	1回/月	施設管理・人事・行事等に関すること
合同管理者会議	1回/月	稼働状況、資金収支、資金繰り等に関すること
運営会議	1回/月	施設運営全般に関すること
認知症カフェ会議	1回/月	カフェほうおうの運用に関すること (認知症初期支援プログラムやピアサポート、3チームの活動等の進捗状況の把握と情報共有等)
地域づくり連携チーム	1回/2ヶ月	地域と連携する取組の企画・運営に関すること (福祉まつり・手作り市・RUN伴・SOS訓練など) 地域・学校等でのキャラバンメイト・多職種連携交流会の企画・運営に関すること 認知症ケアの地域への発信に関すること (認知症高齢者の環境指針・タクティール・料理療法、回想法など) 認知症地域連携協議会での報告に関すること 医療・介護連携会議への事例提供に関すること
当事者チーム	1回/2ヶ月	当事者主体の取組の企画・運営に関すること (当事者ミーティング・初期支援プログラム・ピアサポートなど) 認知症初期支援プログラムの地域発信に関すること 拡大カンファレンスでの事例提供に関すること
全体会議	随時	諸報告等に関すること
宇治武田病院連携会議	1回/2ヶ月	宇治武田病院との連携に関すること
宇治武田病院との連携在宅支援会議	1回/2ヶ月	地域医療連携室とヴィラ鳳凰居宅、セリエ居宅、カフェほうおうとの連携に関すること
運営推進会議	1回/2ヶ月(GH) 1回/6ヶ月(認知デイ)	提供しているサービスの活動状況を報告し、運営に関する要望や助言等を聴取・協議 (利用者・家族・地域住民の代表・その他で構成)

槇島合同GH会議	1回/2ヶ月	グループホームの情報交換に関すること
居宅運営会議	1回/月	居宅サービス連携に関すること
特養会議	1回/月	特養内の情報交換に関すること
2階・3階リーダー会議	1回/月	ユニット間・事業所間の情報交換に関すること
ユニット会議	1回/月	ユニット内の情報交換に関すること
栄養会議	1回/月	管理栄養士・調理員間の情報交換に関すること
デイサービス会議	1回/月	デイサービス内の情報交換に関すること
ケアハウス会議	1回/月	ケアハウス内の情報交換に関すること
ショート会議	1回/月	ショートステイ内の情報交換に関すること
グループホーム会議	1回/月	グループホーム内の情報交換に関すること
オレンジデイサービス会議	1回/月	認知デイ内の情報交換に関すること
訪問看護会議	1回/月	訪問看護内の情報交換に関すること
訪問介護会議	1回/月	訪問介護内の情報交換に関すること
相談員会議	1回/月	生活相談員の業務と情報交換に関すること
医務会議	1回/月	特養看護職員間の情報交換に関すること
事務会議	不定期	事務員間の情報交換に関すること
居宅支援事業所会議	毎週火曜日	居宅ケアマネ間の情報交換に関すること

□ 諸委員会

委員会名	頻度	内容
感染対策委員会	1回/2ヶ月	感染対策に関すること 衛生管理に関すること
防火・防災管理委員会	1回/2ヶ月	防火・防災管理に関すること 消防訓練・水害訓練に関すること
職員研修委員会	1回/2ヶ月	勉強会の企画調整に関すること
安全対策委員会	1回/月	事故等防止対策に関すること コールバック連絡書に関すること 取組み状況の確認に関すること
身体拘束に関わる会議	1回/3ヶ月	身体拘束に係る実地・意識調査に関すること

介護保険委員会	1回/3ヶ月	介護保険事業者自主点検に関すること 介護サービス情報の公表に関すること
サービス向上・業務改善委員会	1回/2ヶ月	満足度調査及び改善提案に関すること
QMS委員会	1回/2ヶ月	内部監査及びQMS審査に関すること QMSについての理解の為の勉強会の実施
教育委員会	1回/2ヶ月	施設内の経年別研修等の企画、実施に関する こと
衛生委員会	1回/2ヶ月 1回/2ヶ月 (ラウンド)	職員の安全・衛生に関すること
安全委員会	1回/月	介護職員の医行為に関すること
栄養委員会	1回/月	献立及び嗜好調査に関すること
入所検討委員会 (GH CH 特養)	1回/月	入所申込者の入所の可否に関すること 次期候補者決定に関すること
夏祭り実行委員会	5月初回会議 その後随時	8月開催の夏祭りの企画、実施に関する こと
文化祭実行委員会	7月初回会議 その後随時	11月開催の文化祭の企画、実施に関する こと

※その他、武田病院グループの主催する部会等に参加する。

5. 職員教育及び研修

□ 経年別、職種別研修

研修名	内 容
新規採用職員（プリセプティ研修）	年4回開催 （1年間でキャリアパス新人レベルがほぼクリアできるよう支援。講義や個人発表。研修委員会企画の勉強会に1人年2回は参加）
中途採用者研修	オリエンテーション後はレベルに合わせた研修に参加。経験者でも原則プリセプター制度で指導
パート職員研修・一般職員	年2回開催 （企画・実施。研修委員会企画の勉強会に1人年2回は参加）
プリセプター研修	年2回開催 （新人教育に携わり自己も成長できることを目指す。グループワークや個人発表を実施（原則プリセプティとの合同研修））
係長・士長代理・課長代理研修	年2回開催 （職種関係なく、雇用管理・人材育成について管理者が講師となって企画・実施。多職種連携交流会への参加）
主任・副主任・中堅職員研修	高齢者施設で働くやりがい、魅力について、係長以上の役職者が講師となって企画・実施。クリニック主催の専門職向けの認知症に関する研修に1人年1回は参加。

* 全職員：上半期・下半期の目標設定、評価は各職種毎のキャリアパスを使用し、4月・10月レポートを提出。また、役職者については、役職者用のキャリアパスを使用し、役職者としての目標設定・評価も行いレポート提出

□ 勉強会

職員研修委員において企画・実施 月1回

内 容	内 容
感染・食中毒予防（年2回）	緊急時の対応
接遇	介護技術
身体拘束・虐待防止（年2回）	メンタルヘルスについて
看取りについて	褥瘡予防について
個人情報・プライバシー保護	ハラスメントについて
法令順守について	認知症について
リスクマネジメント	

※ 上記研修及び勉強会の一部は、京都認知症総合センターとグループホーム鳳凰槇島と合同で行う。

2020年度
事業計画

社会福祉法人 悠仁福社会
鳳凰槇島

2020年度 鳳凰槇島 事業計画

1. 鳳凰槇島理念

地域包括ケアのまちづくりに向けて、包括的・継続的な切れ目のないサービスを提供し、生活機能の維持回復や、家族の負担軽減に努めます。

グループのスケールメリットを活かし、医療ニーズの高い利用者や、看取りの支援においても、思いやりの心を持って支援します。

【長期計画】2019年度～2024年度

地域に根ざした在宅福祉サービスを構築し、認知症利用者が安心して利用できる基盤を構築する。

【中期計画】2019年度～2021年度

次世代を担う職員を育成し、より多様化する業務に対応出来る体勢を強化する。
施設内外や関係機関との連携を強化し、チーム力を高める。

2. 事業種別事業計画

【認知症対応型共同生活介護】

□ 基本方針

利用者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために、地域や医療との連携を密にし、地域の一員としてその人らしい生活ができるように支援する。

□ 重点項目

- (1) 危機管理の徹底
- (2) 地域との連携により、入居者の持っている個々の力が発揮できるようサービスを提供し、社会貢献と社会参加につなげる
- (3) その人らしい暮らしを続けるため、本人主体の楽しみの充実
- (4) 家族との信頼関係の構築
- (5) 認知症に関する正しい知識と理解をもって、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターを養成（京都認知症総合センターとの連携）

【看護小規模多機能型居宅介護】

□ 基本方針

利用者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために、医療・介護の一体的なケア（通所・訪問介護・訪問看護・宿泊サービス）を365日行い、看護及び介護の両面から在宅生活の継続を図る。

□ 重点項目

- (1) 危機管理の徹底
- (2) 地域との連携により、利用者の持っている個々の力が発揮できるようサービスを提供し、社会貢献と社会参加につなげる
- (3) 関係機関との連携を強化、有機的な連携を図り、医療ニーズの高い利用者の在宅生活の継続を図る
- (4) 利用者のニーズに応じた本人主体の楽しみの充実
- (5) 認知症に関する正しい知識と理解をもって、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターを養成（京都認知症総合センターとの連携）

【事業所別利用者数値目標】

	認知症対応型	看護小規模多機能型
年間平均稼働率	98.5%	登録数 27人/月
1日平均入所（利用）者数	17.7人	

3. 年間行事計画

年間行事計画

月	行 事	月	行 事
4月	花見	10月	秋祭り（ハローウィン） 運動会
5月	子供の日（園児との交流）	11月	文化祭（榎島コミュニティーセンターに出展） 紅葉見学
6月	あじさい見学	12月	クリスマス会
7月	七夕	1月	初詣
8月	夏祭り	2月	節分
9月	敬老会（園児との交流） 家族交流会 （グループホーム・複合型）	3月	ひな祭り

月間行事計画

機関紙「鳳凰榎島通信」発行（毎月10日前後）

4. 職員関連

諸会議

会 議 名 称	頻 度	内 容
地域運営推進会議	1回/隔月	通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況に関すること 看護小規模多機能型居宅介護が提供するサービスの質の評価に関すること 地域の特性や課題を知り多職種、地域住民との連携から改善に取り組む活動を提案する。
鳳凰・榎島合同管理者会議	1回/月	法人内施設運営全般に関すること
職員会議	随 時	重要事項及び情報伝達 職員の労務に関する協議
運営会議	1回/月	施設運営全般に関すること 重要案件の検討、決定
グループホーム会議	1回/月	グループホームの運営、サービスに関する こと

看護小規模多機能型会議	1回/月	看護小規模多機能型居宅介護の運営、サービスに関する事
グループホーム合同会議	3回/月	グループホーム間の運営、サービスに関する事

□ 諸委員会

委員会名	頻度	内容
安全対策・身体拘束廃止委員会	1回/月	リスクマネジメントに関する事 施設内での身体拘束に係る実地・意識調査に関する事
感染対策委員会	1回/隔月	感染対策に関する事
QMS委員会	随時	QMSの運用管理に関する事 介護保険に関する事 介護保険自主点検の実施に関する事
サービス向上委員会	1回/月	業務改善等に関する事 ボランティアの受け入れに関する事 機関紙に関する事
教育委員会	1回/月	職員の教育に関する事
防災委員会	随時	防災に関する事

【職員教育及び研修】

教育委員会が中心となり、職員の教育に取り組む。新規及び中途採用職員には入職時オリエンテーションを行い、組織の理念、目標、方針等を伝えて理解を促し、OJTを通して早期に職場へ適応できる様に教育を進める。また、チームの一員として与えられた役割を自覚し、行動がとれるようにプリセプターシップを実施していく。

研修内容に関しては、全職員対象とした施設内研修、新規採用者の3ヶ月、1年後のフォローアップ研修を実施していく。

更に各部署ごとで勉強会を実施し、専門知識や技術の向上を図るとともに外部研修へも積極的に参加することで資質の向上に努めていく。

研修及び勉強会の一部や、副主任以上の役職者研修については、京都認知症総合センターと鳳凰槇島との合同で行う。